

大阪府小児慢性特定疾病医療費助成制度 継続申請のご案内

現在お持ちの受給者証の有効期間以降も医療費助成を希望される場合は、**有効期間内に継続申請**を行う必要があります。必要書類をご準備いただき、**住所地を管轄する保健所で継続申請**を行ってください。

有効期間の終了日より後に手続きをされた場合は新規申請となります。

※「成長ホルモン治療」の認定について令和6年4月1日から基準が廃止されました。

※継続申請をされ、申請が認定された場合、**受給者証の交付まで2～3カ月程度かかります**ので、余裕をもって申請してください。

※制度等の詳細や最新の様式、提出書類については下記大阪府ホームページをご確認ください。

継続申請に必要な書類

必要な書類	備考							
①医療費支給認定申請書兼同意書	本案内に様式を同封しています(最新の様式についてはホームページをご確認ください)							
②世帯調書	本案内に様式を同封しています(最新の様式についてはホームページをご確認ください)							
③小児慢性特定疾病医療意見書 (指定医が作成したもの)	医療機関に作成を依頼してください 様式は[小児慢性特定疾病情報センター]のホームページに掲載しています https://www.shouman.jp 							
④医療意見書別紙 【該当者のみ】	医療機関に 大阪府指定様式 での作成を依頼してください 重症患者認定基準または人工呼吸器等装着者基準を満たす場合のみ必要です 様式は下記大阪府ホームページからダウンロードできます							
⑤支給認定世帯確認書類	必要な書類は加入している健康保険によって異なります <table><tr><th>加入している健康保険</th><th>支給認定世帯確認書類</th></tr><tr><td>市町村国民健康保険</td><td rowspan="2">・世帯全員の医療保険の資格情報確認資料* ・住民票(世帯全員が記載されたもの)</td></tr><tr><td>業種別国民健康保険組合</td></tr><tr><td>被用者保険 (健康保険組合・共済等)</td><td>・受診者の医療保険の資格情報確認資料* (受診者及び被保険者の名前を確認できるもの)</td></tr></table>	加入している健康保険	支給認定世帯確認書類	市町村国民健康保険	・世帯全員の医療保険の資格情報確認資料* ・住民票(世帯全員が記載されたもの)	業種別国民健康保険組合	被用者保険 (健康保険組合・共済等)	・受診者の医療保険の資格情報確認資料* (受診者及び被保険者の名前を確認できるもの)
加入している健康保険	支給認定世帯確認書類							
市町村国民健康保険	・世帯全員の医療保険の資格情報確認資料* ・住民票(世帯全員が記載されたもの)							
業種別国民健康保険組合								
被用者保険 (健康保険組合・共済等)	・受診者の医療保険の資格情報確認資料* (受診者及び被保険者の名前を確認できるもの)							
⑥住民税額等の証明書類	※「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・「マイナポータル画面」の写し等をご提出ください ※生活保護を受給されている場合は、生活保護受給証明書(発行から1カ月以内のもの)が必要です 現年度分の課税証明書または特別徴収税額決定通知書の写し等(4～6月の申請は前年度分) <table><tr><th>加入している健康保険</th><th>住民税額等の証明書類が必要な方</th></tr><tr><td>市町村国民健康保険</td><td rowspan="2">受診者と同じ健康保険に加入している方全員 ※課税される年度において収入のない16歳未満の方は省略可</td></tr><tr><td>業種別国民健康保険組合</td></tr><tr><td>被用者保険 (健康保険組合・共済等)</td><td>被保険者</td></tr></table> ※特別徴収税額決定通知書の写しを提出される場合は申し立てが必要です	加入している健康保険	住民税額等の証明書類が必要な方	市町村国民健康保険	受診者と同じ健康保険に加入している方全員 ※課税される年度において収入のない16歳未満の方は省略可	業種別国民健康保険組合	被用者保険 (健康保険組合・共済等)	被保険者
加入している健康保険	住民税額等の証明書類が必要な方							
市町村国民健康保険	受診者と同じ健康保険に加入している方全員 ※課税される年度において収入のない16歳未満の方は省略可							
業種別国民健康保険組合								
被用者保険 (健康保険組合・共済等)	被保険者							
⑦申請者(保護者または成年患者)の住所確認書類	公的機関が発行したもの (例:運転免許証の写し、住民票、マイナンバーカード(顔写真あり)の写し等) ※受診者(成年患者を除く)が大阪府(指定都市・中核市を除く)在住で、申請者が大阪府外や大阪府内の指定都市・中核市在住の場合は、受診者の住所確認書類も必要です ※受診者(成年患者を除く)児童と申請者の住所が同じ場合は、受診者のこども医療証の写しでも可能です							
⑧自己負担上限額管理票の写し 【該当者のみ】	高額かつ長期を申請される場合は必要です							
⑨按分相手の受給者証の写し 【該当者のみ】	按分申請をされる場合は必要です(按分相手が申請中の場合は申請書の写し)							
⑩受給者証の写し	現在お持ちの受給者証の写し							

※個人番号(マイナンバー)提出により、住民票・課税証明書及び医療保険の資格情報が確認できる資料の省略が可となっています。



対象疾病の拡充について

令和7年4月1日から小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる疾病が「16疾患群・788疾病」から「16疾患群・801疾病」に変更となりました。詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。なお、この変更に伴い、令和7年4月1日以降、交付する受給者証の「疾病名」に記載する疾病番号が一部変更が生じています。

18歳以上の方の申請手続き

令和4年度から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、小児慢性特定疾病医療費助成の対象年齢に変更はありません(0歳～20歳到達の前日まで)。

ただし、18歳以上の成年患者は本人名義で申請手続きをする必要があります。

※成年患者以外の方が申請する場合は委任が必要です(申請書に委任欄を設けています)。

※18歳を超えての新規申請及び疾病の追加・変更申請はできません。ただし令和5年10月から、申請日時点で18歳以上であつても、診断年月日の時点が18歳未満であり、当該時点まで遡って認定することが適当と判断される場合には遡って認定することができます。

※18歳まで大阪府で支給認定を受けていた方が、就職や進学等で他の実施自治体が管轄する住所に住民登録地を変更した場合、変更先の実施自治体で継続申請を行う必要があります。18歳を超えて住民登録地を変更した場合は、変更後の住所を管轄する保健所等にご相談ください。

その他(継続申請に関する注意事項等)

○令和7年12月2日以降、加入健康保険の確認書類として「健康保険証」が使用できません。

○令和8年7月1日から非課税世帯の階層区分基準額が、80万9千円以下から82万6,500円以下に変更となりました。申立て時、ご注意ください。

○申請が認定された場合、受給者証は申請後2～3ヶ月で、申請された住所へ普通郵便で送付します。(保健所窓口での受け取りを希望される場合、申請書の該当箇所に☑を入れてください)

○受給者証の交付が有効期間の始期日以降になったことにより、受診時に受給者証を提示できなかった場合、本来医療費助成を受けられた金額について、還付請求(償還払い請求)をすることができます。

手続き等詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。

※他の医療費助成(乳幼児医療等)を適用した支払いや10割負担をした支払いは還付の対象になりません。

※他の医療費助成(乳幼児医療等)を適用した場合でも、入院時食事療養費は対象となる場合があります。

○本案内が届いた時点で既に継続申請をされている場合は、行き違いですので、追加のお手続きは不要です。

○国の制度変更に伴い、令和8年4月1日以降に交付される受給者証には、保険者名、記号・番号及び適用区分の記載欄が廃止されています。暫定的に令和8年2月12日以降に交付された受給者証の適用区分欄には「*(アスタリスク)」が記載されています。

なお、既に発行済みの保険者名等が記載された受給者証についても、引き続きそのままご使用いただけます。

令和8年4月1日以降も、加入する医療保険が変更になった場合は、お住まいの地域を管轄する保健所で変更の手続きが必要です。

※制度、詳細については変更が生じる場合がありますので、最新の情報についてはホームページをご確認ください。

大阪府保健所一覧(申請書類は保健所に提出してください)

保健所名	所在地	TEL	FAX	所管市町村
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-2990	072-751-3234	池田市 箕面市 豊能町 能勢町
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町8-11	072-624-4668	072-623-6856	茨木市 摂津市 島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3132	06-6993-3136	守口市 門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1042	072-876-4484	大東市 四條畷市 交野市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	072-939-6479	松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林寿町3-1-35	0721-23-2684	0721-24-7940	富田林市 河内長野市 大阪 狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1389	0725-43-9136	和泉市 泉大津市 高石市 忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-6071	072-422-7501	岸和田市 貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7703	072-462-5426	泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町